

静岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市立図書館（以下「図書館」という。）が所有する雑誌カバー及び雑誌架（以下「カバー等」という。）を事業に支障のない範囲で広告媒体として活用し、民間企業等から雑誌の提供を受ける雑誌スポンサー制度に関し、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー 図書館が所有するカバー等に広告を表示し、図書館の指定する雑誌を寄贈する事業者をいう。
- (2) 市内事業者 市内に事業所（本社、支社、営業所、工場、事務所等をいう。）を有する事業者をいう。

(表示の権限及び範囲)

第2条 カバー等に表示する広告（以下「広告」という。）の表示の可否は、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当する広告については、カバー等に表示しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関連するもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 目的が不明で、単なる売名行為であるもの
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告として市長が適当でないとするもの

(広告枠等)

第3条 広告枠の位置及び規格は、市長が別に定める。

(広告の表示期間)

第4条 広告の表示期間は、原則として、協定締結月から1年間とする。

- 2 雑誌スポンサーは、前項の表示期間満了の3か月前までに静岡市立図書館雑誌カバー広告表示中止届書(様式第5号)の提出がない場合は、当該契約を自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(スポンサー希望者の募集)

第5条 雑誌スポンサーとなることを希望する者(以下「スポンサー希望者」という。)の募集は、市内事業者のうちから行うものとし、応募者の数が広告枠の数に満たないときは、当該事業者の数を超える部分の広告枠について、市内事業者以外の事業者を含めて募集を行う。

- 2 前項の規定による募集は、インターネット等の広報媒体の利用その他市長が適当と認める公募の方法により行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- 3 市長は、第1項の規定による募集に当たっては、広告の規格、表示期間、雑誌スポンサーの決定の方法その他の必要事項を明示するものとする。

(雑誌スポンサーの申込み等)

第6条 スポンサー希望者は、広告内容を記載した静岡市立図書館雑誌カバー広告表示申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 広告の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類
- (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 次に掲げる者は、前項の規定による申込をすることができない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 暴力団員等、暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの
(雑誌スポンサーの決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告の内容について、審査会において審査した後、表示の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により広告の表示を可とする決定を受けたスポンサー希望者が複数あるときは、市長が別に定める方法により雑誌スポンサーを決定する。
- 3 市長は、前項の規定により雑誌スポンサーを決定したときは、その結果を静岡市立図書館雑誌カバー広告表示決定通知書（様式第2号）又は静岡市立図書館雑誌カバー広告非表示決定通知書（様式第3号）により表示希望者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により雑誌スポンサーの決定の通知を受けた者は、速やかに静岡市立図書館雑誌カバー広告表示承諾書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(原稿内容の承認)

第8条 雑誌スポンサーは、広告の内容について、市長が適当と認める方法により、その指定する期日までに原稿を提出して、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により雑誌スポンサーから提出された原稿について、カバー等に表示することが適当でないとき、雑誌スポンサーに対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- 3 雑誌スポンサーは、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。

(雑誌の納入)

第9条 広告表示の対象雑誌は、市長が別に定める。

- 2 雑誌スポンサーは、広告を表示する雑誌を市長が指定する期日までに所定の場所へ納入しなければならない。

(その他費用の負担)

第10条 広告のデザインの作成、その他広告の表示、雑誌の納入に要する費用は、全額雑誌スポンサーの負担とする。

(広告表示の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の表示の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項の規定により静岡市立図書館雑誌カバー広告表示中止届書の提出があったとき。
- (2) 第8条第1項の規定により市長が指定した期日までに、広告原稿が提出されないとき。
- (3) 第8条第2項の規定による市長の広告の内容等の変更の求めに雑誌スポンサーが従わないとき、又は、広告の内容が改善される見込みがないとき。
- (4) 第9条第2項の規定により市長が指定した期日までに、広告を表示する雑誌の納入がないとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が広告の表示を適当でないとするとき。

2 市長は、前項の規定により広告の表示の決定を取り消したときは、静岡市立図書館雑誌カバー広告表示決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の表示の決定が取り消された場合において、雑誌スポンサーに損害が生じて、市長は一切その責めを負わないものとする。

(雑誌の返品等)

第12条 既納の雑誌は返品しない。ただし、雑誌スポンサーの責めに帰さない理由により広告を掲出することができなかつたときは、その全部又は一部を返品する。

(雑誌スポンサーの責務)

第13条 雑誌スポンサーは、広告の内容等について、一切の責任を負うものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、広告の表示までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。
- 3 雑誌スポンサーは、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 4 雑誌スポンサーは、当該広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 雑誌スポンサーは、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の表示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

静岡市立図書館雑誌カバー広告表示申込書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所又は所在地

氏名又は名称

申込者 代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

ファクシミリ

Eメールアドレス

静岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

1 提供する雑誌等

一覧 番号	雑誌名	発行頻度 (刊行)	提供先の図書館名

2 業種・事業内容

3 広告の内容等

4 誓約等

- (1) 申込みに当たっては、「静岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」及び「静岡市広告掲載基準」を遵守します。
- (2) 広告の表示に当たっては、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、静岡市の指示に従います。

5 添付資料

- (1) 広告図案・原稿等（ない場合には、その形状及び内容が分かるもの）
- (2) 事業者にあつては、事業の概要が分かる書類
- (3) 資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し

(注) 必要に応じ、別紙に記載することもできます。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市立図書館雑誌カバー広告表示決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市立図書館雑誌カバーへの広告の表示について、
静岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条第3項の規定により下記のとおり通知し
ます。

記

1 広告表示雑誌等

一覧 番号	雑誌名	発行頻度 (刊行)	提供先の図書館名

2 広告原稿のサイズ

- (1) カバー表紙用 (縦) 9センチメートル× (横) 13センチメートル
- (2) カバー裏表紙用 (縦) センチメートル× (横) センチメートル
- (3) 雑誌架用 (縦) 9センチメートル× (横) 13センチメートル

3 広告原稿の提出期限 年 月 日

4 雑誌の納入期限 年 月 日

- 5 広告原稿の提出方法 雑誌1冊につき、上記2の(1)(2)(3)を各3部(カラー印刷)を中央図書館まで郵送又は持参する。

- 6 協議事項 広告表示について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

様式第3号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

静岡市立図書館雑誌カバー非表示決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった静岡市立図書館雑誌カバーへの広告の表示について、
下記の理由により表示しないことと決定したので、通知します。

記

表示しない理由

様式第4号（第7条関係）

静岡市立図書館雑誌カバー広告表示承諾書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所又は所在地

氏名又は名称

承諾者 代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

ファクシミリ

Eメールアドレス

静岡市立図書館雑誌カバーの広告表示について、静岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に定める規定を遵守し、下記に記載した事項に同意のうえ承諾します。

記

1 広告表示雑誌等

一覧 番号	雑誌名	発行頻度 (刊行)	提供先の図書館名

2 広告原稿のサイズ

- (1) カバー表紙用 (縦) 9センチメートル× (横) 13センチメートル
- (2) カバー裏表紙用 (縦) センチメートル× (横) センチメートル
- (3) 雑誌架用 (縦) 9センチメートル× (横) 13センチメートル

- 3 広告原稿の提出期限 年 月 日
- 4 雑誌の納入期限 年 月 日
- 5 広告原稿の提出方法 雑誌1冊につき、上記2の(1)(2)(3)を各3部
(カラー印刷)を中央図書館まで郵送又は持参する。
- 6 協議事項 広告表示について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

(注) 契約保証金は、静岡市契約規則第35条第4号の規定により免除します。

様式第5号（第4条関係）

静岡市立図書館雑誌カバー広告表示中止届書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所又は所在地

氏名又は名称

申込者 代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

ファクシミリ

Eメールアドレス

静岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 提供を中止する雑誌等

一覧 番号	雑誌名	発行頻度 (刊行)	提供先の図書館名

2 提供を中止する時期（巻号）

年 月 日（ 号）から中止希望

（注）必要に応じ、別紙に記載することもできます。

様式第6号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

静岡市立図書館雑誌カバー広告表示決定取消通知書

年 月 日付けで静岡市立図書館雑誌カバーへの広告の表示を決定しましたが、下記の理由により広告の表示を取り消しますので通知します。

記

取消しの理由